

第3回市民会議議事概要

(平成27年3月27日午前10時—12時)

1. 小野毅会長挨拶

2. 議事1 (テーマ①「弁護士の不祥事」)

岩田武司副会長より、不祥事の事例紹介、弁護士に対する懲戒制度の概要、不祥事の未然防止のための取り組みについて説明がなされた。

続いて、総合的な不祥事防止対策検討プロジェクトチーム副座長の剣持京助会員より、同チームによる年度の枠を超えた取り組みがなされていること、不祥事を起こした弁護士に対する積極的な介入が検討されていることが紹介された。

本日の会議では、以下の①～③の観点を中心に、不祥事対策について各委員の意見を求めた。各委員の意見の概要は下記のとおりである。

- ① 弁護士の不祥事発生を防ぐための対策はこれで良いか。
- ② 不祥事を起こした弁護士に対する懲戒、指導の制度はこれで良いか。
- ③ 不祥事を起こした弁護士の依頼人など、同弁護士によって被害を被った市民等に対して弁護士会はどのように対応すべきか。

記

(以下の取りまとめは、委員の発言を上記①～③及び④その他に分割表示した。)

① 弁護士の不祥事発生を防ぐための対策はこれで良いか。

吉田委員：弁護士会として、弁護士の不祥事を防止するためのきめの細かい対応が求められていると考える。メンタル面で追い込まれる弁護士も多いとのことだが、倫理研修のほかに、インターネットによる誹謗中傷に惑わされないよう、インターネットを見ないよう助言するようなこともあって良いのではないか。

金井委員：マネジメントに関しては、事務所内で週1回、月1回などミーティングで情報を共有してはどうか。一人事務所であれば、そのような場を弁護士会で提供してはどうか。

メンタル面については、一定規模以上の企業ではストレスチェックが努力義務化されている。メンタル面での問題を未然に防ぐためにストレスチェックは重要だと考えるので、弁護士業界でも取り入れてはどうか。

塚原委員：弁護士と依頼者は密室的な関係にあると思う。タクシー業界では、優良運転手などランク付けがなされているが、弁護士もAランク、Bランクとランク付けがなされていると、市民が弁護士を選択する上で参考になるのではないか。

弁護士のメンタルチェックやセカンドオピニオンも有用であると考えます。

柿本委員：金融業界の話だが、健保から毎月送付される封筒にメンタル面の相談を24時間受け付けていることの案内がなされている。弁護士会でも取り入れてはどうか。

依頼者と弁護士が契約する際に、不動産取引時に使用する重要事項説明書などに相当する苦情申立の方法について記載のある統一された書式はあるか。

池田議長：メンタル面で問題を抱えている人は、自分から相談に行くことはないの
で、周囲の人がおかしいと思ったときに何かできるか。

木村委員長：会員サポートという観点から、本人以外の申立ができるよう産業医を
交えて協議中である。

佐藤副議長：不祥事を起こすのは必ずしも若い弁護士に限られたものではなく誰で
も起こし得ると思う。倫理研修では抽象的な研修に終わってしまうと思うの
で、不祥事の具体的な事案の紹介や、実際に処分を受けた弁護士がその後ど
うなったかについても示す研修を行ってはどうか。

柿本委員：今日は敢えてインターネットを見ないで会議に臨んでいるが、そこには
さまざまな情報が流れていると思われる。弁護士会としては、インターネッ
ト上の情報をチェックしているか。

小野会長：会としてネットをチェックすることはしていない。1500人規模の会
では不可能であると思う。

柿本委員：メンタル面も含め、弁護士はどのように健康管理をしているのか。企業
では1年に1回人間ドックを行うなどしており、問診の際にメンタル面での
問題も分かることがある。このような制度を早急に取り入れてはどうか。

小野会長：強制はできないが、年に1回予防医学協会での健康診断の案内は行って
いる。

池田議長（まとめ）：不祥事の予防のために、個々の弁護士のメンタル面のチェック
が重要ではないかとの話が出た。メンタルチェックや会としての積極的な関
与も今後検討していただきたい。

また、研修制度について、倫理研修に加え、処分を受けた場合にどのよう
になるのか、具体的な事例の紹介なども行ったらよいのではないかとの意見
もあった。

② 不祥事を起こした弁護士に対する懲戒、指導の制度はこれで良いか。

篠原委員：平成25年度の「懲戒せず」のうち、5件が平成26年度に「懲戒する」
決定となったということだが、弁護士会と日弁連の判断に温度差があるのは
規則がはっきりしないことが原因なのではないか。

岩田副会長：当該事案は、弁護士対弁護士の訴訟手続関連の案件であり、微妙な判
断を求められたことから結論が分れた面が大きい。

塚原委員：綱紀委員会と懲戒委員会の委員は任期が2年ということだが、2年ごとに交代してしまうのでは継続事案等について円滑な審理ができないのではないか。

竹森次期会長（前綱紀委員長）：一期2年を二期勤めるなど短期での入れ替わりがないよう工夫されていることを説明。

吉田委員：綱紀・懲戒の件数が増加しているとのことなので、事務局の体制の強化が求められると考える。

佐藤副議長：懲戒処分について弁護士会と日弁連に温度差があるという点で、身内に甘いと言われても仕方がないのではないか。綱紀委員会で懲戒相当とされた事案については、最低でも戒告とするべきではないか。

竹森次期会長：綱紀委員会は懲戒委員会の前段階として荒ごなし的役割も果たしており、「懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当」との議決をした時に懲戒委員会の審査が始まるのであって、綱紀委員会において懲戒相当との結論を出す訳ではない。

池田議長：綱紀委員会での判断に要する日数を1週間、1か月など短くすることはできないか。

竹森次期会長：明白な濫用的な懲戒申請に対しては、処理の簡易化を検討している。綱紀委員全員を相手にした濫用的な申立などは早期の処理ができないか検討中である。綱紀委員会は、平成26年4月までは月に2回行っていたが、申立件数の増加に伴い、同年5月から部会制を導入したことにより、少しは短くなったのではないか。

池田議長（まとめ）：懲戒手続きの公平、早期化に向けて弁護士会が苦心していることが良くわかった。より短い時間での処理ができるようにすること、申立件数の増加に対応できる制度を設けることが必要との意見がなされた。

③ 不祥事を起こした弁護士の依頼人など、同弁護士によって被害を被った市民等に対して弁護士会はどのように対応すべきか。

柿本委員：提供された資料にある懲戒申立を受けた弁護士の件では、事件から公表まで1年半のタイムラグがある。この間も業務を続けているということは、知らずに依頼してしまうおそれもある。また、公表されても、自分に関係ないと思う情報は気にしないので、知らずに依頼してしまうおそれがある。

佐藤副議長：懲戒手続きに半年～1年を要するということが、さらにスピードアップはできないものか。手続中も当該弁護士が業務を行えるのであれば、被害が拡大するおそれがある。柿本委員も言われていたが、公表されても自分と関係がないと思う情報は入ってこないのでは、被害の拡大を防ぐためには手続中であっても業務停止にしてはどうか。

池田議長：懲戒処分を受けた履歴は残るのか。

小野会長：履歴は残るが、市民がアクセスすることはできない。もっとも、最近はネットで見ることできるが。

吉田委員：弁護士によって損害を被った場合には、やはり賠償していただきたいと考える。公務員であれば国賠の制度があるように、公的な性格の強い弁護士においても賠償の方法がないものか。保険の制度はどのようになっているのか。

小野会長：被害者救済については、問題のある会員の指導を怠ったとしてその会員の所属する単位弁護士会に損害賠償を請求された事案がある。弁護士会が個々の弁護士にどこまで立ち入るかという議論はあるが、会としても全く干渉しなくて良いのかという問題もある。信託のような制度で、カンパ制度を作るという議論もなされている。保険は、故意に損害を与えた横領のような事案ではおられない。

剣持会員：日弁連では、被害者救済のための保護基金という制度が検討されており、被害の一部であっても賠償ができないかが議論されている。しかし、会費の大幅な増額を伴うので簡単にはいかないであろう。将来的には、保険の制度と結びついて、弁護士会の監督責任があったときに保険によって救済されるという制度はありうるかもしれない。

佐藤副議長：落ち度のない被害者は救済されるべきであり、保護基金の制度はぜひ進めてほしい。

また、業務停止になった人が受任していた事件を会として引き受けることはできないか。

小野会長：事実上、対象弁護士本人や同期・事務所の関係者などに円滑な業務の引き継ぎの働きかけや指導をしているが、事件を会として引き受けるということは責任を伴うので難しい。

佐藤副議長：不祥事を起こした弁護士の窓口となる代理人をつけることで引継ぎがやりやすくなるのではないか。

早川委員：被害弁償は問題になる事件は年に1件程度とのことだが、泣き寝入りをしている事案もあるのかもしれない。

池田議長（まとめ）：被害の救済については、保護基金の設立などで賠償がなされることが求められるとの意見がなされた。

④ その他

吉田委員：資料として提供された2ケースの懲戒処分に関する会長談話の最後の4行が同一文である。弁護士会が不祥事対策のための制度の検討を行っていることからすると、よりきめ細やかな対応のメディア対策としても良いのではないか。

市役所では、市民に対し、不服申立制度の案内をしているが、これは職員

への戒めという意味もある。弁護士に依頼する市民も、相談する弁護士が問題のない弁護士かどうか不安があるので、初回の相談のときなどに、不服申立の手続きを案内してはどうか。

横須賀市は、平成 28 年度から弁護士を市職員として採用する方針を決定したので、お知らせをしておきたい。

3. 議事 2 (テーマ②「ラジオ CM」)

電通の協力を得て、4本のCMが朝5時台に流されたことの説明に続き、各CM(①世界の法律、②女の未練、③桃太郎、④後の祭り)が流され、委員に意見を求めた。

早川委員：朝の5時台に流されたということだが、時間帯に問題はないか。

塚原委員：④(後の祭り)は良かった。③(桃太郎)はおとぎ話の夢を崩してしまうのではないか。②(女の未練)は聞き取りにくかった。

佐藤副議長：④(後の祭り)は相当考えたという感じがある。

柿本委員：②(女の未練)は、そのような状況に置かれた方にとってヒントになると思う。③(桃太郎)は、法律的に考えるとそのようになるのだろうか、と思った。

金井委員：プロが作っただけあって良くできている。時間帯は、お昼などが良かったのではないか。アピールという面では、興味を持つことは確かなので、良いと思う。

佐藤副議長：ラジオの特性として耳に残ることが重要だが、いずれもこの点では良いと思う。ラジオは聞く人が限られているが、ツイッターなどで拡散の可能性もあるので、面白いものにチャレンジするのは良いと思う。

池田議長：最近テレビ番組の質がひどいので、宣伝のメディアとしてラジオという選択は良いと思う。

柿本委員：テレビは見ないが、ラジオは聴く機会が多いので良いと思うが、費用がかかると聞いているので、効果的に流していただきたい。

4. 次回(第4回)市民会議の予定

第2回市民会議で法テラスを取り上げたが、法テラスの実体が伝わりにくかったようなので、次回は法テラス神奈川を委員に見学していただいた上で、議論することを予定している。次回は、平成27年7月ころの開催を目標に、追って調整する。

5. 木村良二委員長閉会挨拶

以上